

障 第 1396 号  
令和 4 年 2 月 18 日

各指定障害福祉サービス等事業所長 殿

山形県健康福祉部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係るチェックリストの送付について

新型コロナウイルス感染症の直近の感染状況を踏まえ、本県ではまん延防止等重点措置の適用について、令和 4 年 2 月 20 日（日）をもって終了することが決定されたところです。

他方、重点措置終了後の感染の再拡大（リバウンド）が懸念されることから、令和 4 年 2 月 21 日（月）から同年 3 月 6 日（日）までを実施期間とした「山形県再拡大（リバウンド）防止特別対策期間」を経過措置として実施することとなりました。

御承知のとおり、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等については、これまで各種通知を行い注意喚起しているところですが、上記対策期間内における取組として、改めて「障がい者施設等における施設・事業所内感染対策のためのチェックリスト」を作成しましたので、これを活用いただき、施設・事業所内における感染対策に係る自己点検並びに感染対策の更なる徹底をお願いいたします。

**【参考】**

厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

- 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系）」  
（令和 2 年 12 月 厚生労働省 障害保健福祉部）
- 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系）」  
（令和 2 年 12 月 厚生労働省 障害保健福祉部）
- 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（訪問系）」  
（令和 2 年 12 月 厚生労働省 障害保健福祉部）

**【担当】**

事業指導・医療的ケア児支援担当 西塔  
TEL：023-630-2317